

三重県流入車対策の概要について

1 NO_x・PM法対策地域の現状と課題

三重県北勢地域の6市町（四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町）は、平成13年12月にNO_x・PM法対策地域に指定されたことから、法に基づき排出ガス基準を満たしていない車両は対策地域内で登録ができない車種規制を実施するとともに、平成22年度を目標とした三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画（以下、「総量削減計画」という。）を平成15年度に策定し各種対策を講じてきました。しかし、二酸化窒素の環境基準は、国道23号の自動車排出ガス測定局「納屋局（四日市市）」で、平成16年度を除き平成22年度まで継続して達成できませんでした。*

国は、平成23年3月に、平成27年度に各測定局における二酸化窒素および浮遊粒子状物質の環境基準達成、平成32年度までに対策地域内全域でその環境基準を達成することを目標とする総量削減基本方針を示したことから、県は同方針に基づき平成25年3月に総量削減計画を定めました。

総量削減計画策定時に実施したシミュレーション調査結果では、これまでの取組だけでは削減計画の目標年度の平成32年度に測定局以外の一部地域（国道23号沿道）で二酸化窒素の環境基準を超過することが予測されています。

* H23年度は環境基準達成、H24年度は環境基準達成見込み

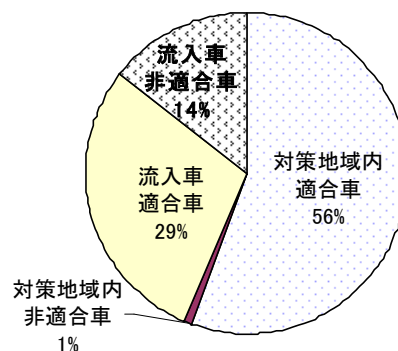
2 流入車対策の必要性について

これまでも対策地域内では環境基準達成に向けて、対策地域内で排出基準適合車への転換、交通流の円滑化、交通渋滞の解消等の様々な対策を行ってきました。

今後、対策地域全域で環境基準を達成するためには、対策地域内の対策だけでは二酸化窒素等排出量の大幅な削減は見込めないため、対策地域外から流入してくる車両にも環境改善への協力を求める流入車対策が必要です。

対策地域内における排出量割合の多い大型車（普通貨物車、特種車、バス）の対策地内外別（適合・非適合別）の二酸化窒素等排出量割合をみると、流入車非適合車の排出量割合は大型車全体の約14%を占めます。

対策地域内における大型車（適合車・非適合車）の二酸化窒素等排出量割合



H24 三重県総量削減進行管理調査

3 三重県流入車対策要綱（案）の概要

荷主・運送事業者・中継施設管理者等の連携した取組により、NO_x・PM法対策地域を発着し、対象地域を運行する対象自動車に対して車種規制適合車等の使用を求めます。

(1) 流入抑制対象地域と対象自動車

ア 対象地域（要綱第2条）

- ・国道23号の一部※

イ 対象自動車（要綱第2, 3条）

- ・抑制対象：発着車
- ・規制区分：車種規制非適合車
- ・車種：大型3車種
【普通貨物車（車両総重量8トン以上）、
特種車（車両総重量8トン以上）、
バス（定員30人以上）】



※流入抑制対象地域：桑名市小貝須（国道258号交差点）～
四日市市塩浜（国道25号交差点）

(2) 枠組み（詳細は資料4）

ア 貨物又は旅客を運送する者（運送事業者等）・・・車両の使用者責任としての対応

- ・対策地域を発着して、対象地域において対象自動車を運行する者は、車種規制適合車等を使用するよう努めるものとする。（要綱第3条）
- ・対策地域を発着して、対象地域において車種規制適合車等を運行する者は、車種規制適合車標章等を表示するよう努めるものとする。（要綱第4条）

イ 荷主等・・・発注者責任としての対応

- ・荷主等は、貨物又は旅客を運送する者に対して、車種規制適合車等を使用するよう要請に努めるものとする。（要綱第5条）
- ・対策地域内の一定規模以上の荷主等（特定荷主等）は、貨物又は旅客を運送する者が使用する対象自動車の要請状況と車種規制適合車等の確認を行い、その結果を毎年度知事に報告するものとする。（要綱第6条）

ウ 中継施設管理者等・・・港湾、市場、自動車販売事業者等における対応

- ・港湾、卸売市場等の貨物中継施設等の管理者は、対象自動車で出入りする者に対して、車種規制適合車等を使用するよう周知に努めるものとする。（要綱第7条）
- ・自動車販売事業者等は、対象自動車を購入し、又は賃借する者に対して、車種規制適合車等を使用するよう周知に努めるものとする。（要綱第8条）

※要綱とは、三重県大気環境保全に関する流入車対策要綱（案）

4 その他

三重県流入車対策（案）は、総量削減計画の中間目標年度である平成27年度の二酸化窒素の環境基準達成状況等を踏まえて、平成28年度に中間評価を行い、制度や運用の在り方を含めて再度検討します。